

高浜市監査公表第1号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第242条第1項の規定に基づく高浜市職員措置請求に係る監査の結果を、同条第5項の規定により別紙のとおり公表いたします。

令和3年5月21日

高浜市監査委員 伴 野 義 雄

高浜市職員措置請求に係る監査結果

第1 監査の請求

1 請求人

請求代表者

住所

氏名

共同請求者

住所

氏名

2 請求書の提出日

令和3年3月26日（同日文書收受）

3 請求の内容

「令和3年3月26日付け高浜市職員措置請求書」の原文を記載

高浜市職員措置請求書

2021年3月26日

高浜市監査委員

伴野 義雄 様

小嶋 克文 様

請求代表者 住所 高浜市●●●●●●●●●●●●●●●●●●●● 職業 ●●●●

氏名 ● ●●●

共同請求者は、巻末に添付

第1 請求の要旨

1 当該行為の担当部署など

高浜市長 吉岡 初浩

2 いつどのような行為が行われたか

高浜市少年野球連絡協議団（以下「少年野球協議団」という。）と高浜市は、旧研屋子ども広場について、10年間の使用貸借契約を2020（令和2）年6月30日に締結した（事実証明書1）。

3 少年野球協議団と締結した旧研屋子ども広場に関する使用貸借契約が条例に違反していること

この契約締結時の決裁文書には、無償とする理由について、高浜市財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例（以下「条例」という。）第4条に該当するためとしている（事実証明書1）。

普通財産の無償貸付を受けるためには、条例第4条第1号に掲げられた要件を満たす必要がある。

条例第4条第1号は、普通財産の無償貸付について「他の地方公共団体その他公共団体又は公共的団体において、公用若しくは公共用又は公益事業の用に供するとき。」としており、「他の地方公共団体その他公共団体又は公共的団体」であること、「公用若しくは公共用又は公益事業の用に供するとき。」であることの2つの要件が満たされる必要がある。

まず、「他の地方公共団体その他公共団体又は公共的団体」であることについては、少年野球協議団から提出された「普通財産貸付申請書」（以下「申請

書」という。事実証明書1)には、規約や役員名簿及び会計報告書が添付されていないため、活動目的やその収入及び支出について確認をすることはできないが、少なくとも営利を目的とする団体ではないと推察されるため、「公共的団体」に該当する可能性がある。しかし、これらの疎明資料の提出を求めることなく「公共的団体」であると判断したことは、問題である。団体の状況について、確認が必要である。

次に「公用若しくは公共用又は公益事業の用に供するとき。」については、次の理由から該当しない。

貸付目的は、少年野球チームの「練習場」（申請記載の目的から）として使用しているが、特定の少年野球のチームの練習場として、専用利用することは、「公用」のためではなく、「公共」のためではなく、「公益事業」でもない。したがって、条例第4条に該当する団体ではない。ちなみに「公益事業」とは、電気、ガス、水道、公共交通などの事業のことをいう。

以上のことから少年野球協議団と締結した旧研屋子ども広場に関する使用貸借契約は、条例に違反する契約である。

第2 求める措置

監査委員は、高浜市長に対し、次の措置を講ずるように勧告することを求める。

少年野球協議団と締結した使用貸借契約は条例に違反する契約であるため、適正な使用料を徴収すること。

以上について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第242条第1項に基づき、事実証明書を付して監査委員に対し、本請求をする。

以上

事実証明書

事実証明書1 普通財産（旧研屋子ども広場）の貸付について（伺い）（写し）

（事実を証する書面については、添付を省略した。）

4 請求の受理

本件措置請求は、地方自治法（昭和22年法律第67号）（以下「自治法」という。）第242条第1項の所定の要件を具備するものと認め、令和3年4月6日付けでこれを受理した。

第2 監査の実施

1 監査対象事項

職員措置請求書に記載されている事項等を勘案し、本請求の趣旨を次のように解して監査対象とした。

請求人から提出された高浜市職員措置請求書及び請求に係る事項について、これらを証する書面として添付された事実証明書より、高浜市が高浜市少年野球連絡協議団（以下「少年野球協議団」という。）と締結した「市有財産使用貸借契約書」により無償貸付としたことが、違法又は不当な契約の締結であるかについて監査対象事項とした。

2 監査対象部署

こども未来部文化スポーツグループ

3 請求人の証拠の提出及び陳述

自治法第242条第7項の規定に基づき、請求人が職員措置請求書を提出した際に、請求人に対して、陳述の機会を設ける旨を伝え、意向確認をしたところ、陳述はしないという回答であったことから、本件については、陳述の聴取は行なわなかった。また、証拠の提出について、職員措置請求受理通知書に令和3年4月23日までの提出期限を付記して通知したが、請求人から新たな証拠の提出はなかった。

4 関係職員の意見聴取

令和3年4月22日にこども未来部長以下3名より意見聴取を行った。

なお、聴取結果については、市の主張として第3・2・(3)に記載した。

第3 監査の結果

1 主文

本件請求には理由がないものと認め、棄却する。

2 理由

(1) 事実関係の確認

ア 少年野球協議団について

少年野球協議団は、高浜市スポーツ少年団（以下「スポーツ少年団」という。）に登録されている市内5つの少年野球団が所属し、愛知県軟式野球連盟高浜支部の学童部門として活動している団体である。

イ 契約相手について

市有財産使用貸借契約の契約相手は、少年野球協議団である。

ウ 普通財産の無償貸付について

高浜市財産の交換、譲与、無償貸付に関する条例（以下「条例」という。）第4条では、普通財産の無償貸付又は減額貸付について規定しており、条例第4条第1号は、「他の地方公共団体その他公共団体又は公共的団体において、公用若しくは公共用又は公益事業の用に供するとき。」と規定している。

エ 無償貸付を認めた根拠

少年野球協議団への無償貸付については、令和2年6月29日に少年野球協議団から普通財産貸付申請書が提出された。

同日、「普通財産（旧研屋子ども広場）の貸付について（伺い）」の決裁文書において、条例第4条に該当するとして、貸付料を無償とした。

(2) 請求人の主張

高浜市が締結した使用貸借契約の契約締結時の決裁文書では、無償とする理由として、条例第4条に該当するためとしている。普通財産の無償貸付を受けるためには、条例第4条第1号の「他の地方公共団体その他公共団体又は公共的団体において、公用若しくは公共用又は公益事業の用に供するとき。」の要件を満たす必要がある。

少年野球協議団から提出された「普通財産貸付申請書」には、規約や役員名簿及び会計報告書が添付されていない。資料の提出を求めることなく「公共的団体」であると判断したことは問題である。

貸付目的は、少年野球チームの「練習場」として使用するとしているが、特定の少年野球のチームの練習場として、専用利用することは、「公用」のためではなく、「公共」のためではなく、「公益事業」でもないことから、条例第4条に該当する団体ではない。

以上のとおり少年野球協議団と締結した旧研屋子ども広場に関する使用貸借契約は、条例に違反する契約である。

(3) 高浜市の主張

ア 少年野球協議団について

無償貸付契約の相手である少年野球協議団は、市内の小学校区すべての少年野球団が所属している団体で、個々の少年野球団はスポーツ少年団に登録されている。

総会資料から、議事による審査を行い、事業報告、収支決算、事業計画、役員選出などが確認でき、選手及び指導者を含めると約340名がスポーツ少年団の理念に基づき活動をしている。

また、平成11年4月1日施行の高浜市スポーツ少年団活動事業費補助金交付要綱第3条において、補助対象者として少年野球スポーツ少年団（少年野球連絡協議団を含む。）として位置付けている。

イ 無償貸付を認めた根拠について

行政事例（昭和24年1月13日）において、公共的団体等とは、農業協同組合、森林組合、漁業会、林業会、生活協同組合、商工会議所等の産業経済団体、養老院、育児院、赤十字社、司法保護等の厚生社会事業団体、青年団、婦人会、教育会、体育会等の文化教育事業団体等いやくも公共的な活動を営むものはすべてこれに含まれ、法人たるといなどを問わないとされていることから、この体育会をスポーツ団体と解釈し、少年野球協議団を公共的団体と判断した。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第21条では、青少年教育に関すること及びスポーツに関することは、地方公共団体が処理する教育に関連する事務であるとされる。

少年野球協議団は、社会貢献したチームの表彰及びボランティア活動など青少年の健全育成に資する事業が行われており、前述の青少年教育並びにスポーツに関する事務の一環として、公共の用と判断した。

また、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第2条第4号によると、公益目的事業とは、学術、技芸、慈善その他の公益に関する同法別表各号の事業であって、不特定かつ多数の者の利益の増進に寄与するものとし、別表（第二条関係）の九において、教育、スポーツ等を通じて国民の心身の健全な発達に寄与し、又は豊かな人間性を涵養することを目的とする事業と規定していることから、スポーツ事業について公益目的に該当すると判断した。

このことから、今回の契約は、高浜市財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例第4条に該当するものと判断した。

(4) 監査委員の判断

本件請求について、請求の要旨及び理由、関係職員の意見聴取から判断した結果、違法又は不当な契約の締結には該当しないと判断した。その理由は以下のとおりである。

ア 無償貸付の条件について

条例第4条において、「普通財産は、次の各号のいずれかに該当するときは、これを無償又は時価よりも低い価額で貸し付けることができる。」とされており、第1号に「他の地方公共団体その他公共団体又は公共的団体において、公用若しくは公共用又は公益事業の用に供するとき。」と規定している。

イ 公共的団体について

行政実例（昭和24年1月13日）において、公共的団体等とは、農業協同組合、森林組合、漁業会、林業会、生活協同組合、商工会議所等の産業経済団体、養老院、育児院、赤十字社、司法保護等の厚生社会事業団体、青年団、婦人会、教育会、体育会等の文化教育事業団体等いやすくも公共的な活動を営むものはすべてこれに含まれ、法人たるといなどを問わないとされている。

市有財産使用貸借契約の契約相手である少年野球協議団は、公益財団法人全日本軟式野球連盟に加盟している愛知県軟式野球連盟高浜支部の学童部門として活動している団体であることから、公共的団体と判断した。

ウ 公益事業の用について

少年野球協議団の活動について、市は、「公共の用及び公益事業の用に該当する」と主張しているが、関係職員の意見徴収からは、少年野球協議団の活動が公共の用には該当しないと判断した。

しかし、以下の理由により公益事業に該当すると判断した。公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第2条第4号では、学術、技芸、慈善その他の公益に関する同法別表各号の事業であって、不特定かつ多数の者の利益の増進に寄与するものを公益目的事業として定めている。同法別表の九では、教育、スポーツ等を通じて国民の心身の健全な発達に寄与し、又は豊かな人間性を涵養することを目的とする事業としている。

総会の資料などから、少年野球競技団の活動は、スポーツ少年団が掲げる、①一人でも多くの青少年にスポーツの喜びを提供する、②スポーツを通して青少年のこころとからだを育てる、③スポーツで人々をつな

ぎ地域づくりに貢献するという理念に基づいた活動であり、公益目的の事業であると考えられる。

よって、今回の使用貸借契約は、公共的団体が、公益事業の用に供しており、条例第4条の要件に該当していることから、市が少年野球協議団に対して、普通財産を無償貸付したことについて、違法性はないと認められる。

3 結論

以上のことから、請求人が求める「少年野球協議団と締結した使用貸借契約は条例に違反する契約であるため、適正な使用料を徴収すること。」については理由がなく、その措置の必要は認められないため、主文のとおり決定する。

4 意見

本件請求においての判断、結論は前記のとおりである。

普通財産は行政財産と異なり、貸し付けることを含めて私権を設定することが地方自治法で認められている。

普通財産の貸付については、適切な対価で貸し付けることが必要であり、無償又は低廉な価格での貸付は、条例又は議会の議決によって、相当な合理的理由が認められる場合であることから、慎重に対応されることを要望する。